

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社Cセンターにおいて倉庫内の資機材整理業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、パレット積みした製品にラップ巻きをしようとして、パレットに左足親指をぶつけて転倒し、右肘・右肩等を負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同月18日、Dクリニックに受診し「左拇趾MP関節挫傷、左足関節捻挫、左膝挫傷、右肩関節挫傷」と診断され、その後、同年〇月〇日にEクリニックに転医し、「左足部痛」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は本件災害によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものと認め、休業補償給付を支給していたが、平成〇年〇月〇日以降の期間については、療養のため労働することができなかったとは認められないとして、通院日のみ休業補償給付の対象として支給し、その余の期間については支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日以降の期間における休業補償給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 休業補償給付については、労災保険法第14条第1項において、労働者が業務上の負傷又は疾病のための療養のため労働することができないために賃金を受けない場合には、その期間（最初の3日間を除く）について休業補償給付を支給することとされているが、「療養のため労働することができない」とは、業務上の負傷又は疾病のため医師より安静を命じられた場合、医師より就労を禁止・制限された場合等の医師が治療上の目的から諸般の指示をし、被災労働者がその指示に従うことによって労働することができない場合を意味するものであり、必ずしも負傷し又は疾病にかかる直前に従事していた種類の労働をすることができない場合ではなく、軽作業を含み一般的に労働不能であることと解されるものである。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、要旨、現在でも1～2時間以上歩いたり、立ち続けていると左足が痛くなり、主治医からも痛みがひどい時は休むように言われている。会社からも丸一日仕事ができるようになるまで休業するよう言われており、通院していない日につ

いても痛みがあるため仕事をする事ができないと申述している。

- (3) F医師は、平成〇年〇月〇日付け回報において、「他覚的な有意所見なく、症状に対し物療・投薬を行っている。疼痛の範囲内で就労は可能。初診時より、特に就労制限はしていない。」と述べており、さらに、同医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「疼痛の範囲内であれば就労は許可している。」と述べており、平成〇年〇月〇日付け意見書においても、「左足部外側の痛み、他覚的所見なし、改善見込みは未定。」と述べている。

G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「外傷の状態・治療経過より見て症状改善に至っていない状況であり、治療効果があるとは見えず、受傷からの時期を見ると症状固定とすべきと考える。休業の必要性も期間も約〇年と考える。」と述べており、さらに、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「診療録からみると、請求人の訴える症状に対しての治療は一進一退であり、寛解に至っていない。主治医の意見書によると、疼痛の範囲内であれば就労可との意見がある。これらから見ると平成〇年〇月〇日以降は、一般的な休業の必要性はないものと思われる。」とも述べている。Eクリックの診療録によると、治療内容は、鎮痛剤の投薬及び消炎鎮痛等処置が〇年近く継続しているのみである。

- (4) 当審査会としても、請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて以下「請求人ら」という。）の主張及び医証等に基づき症状・療養の経過について再度精査したが、G医師の意見は妥当であり、主治医の指示により就労を禁止されていたわけではなく、〇年近く療養を継続しているが、消炎鎮痛等処置が継続されているのみであり、症状の変化についても疼痛が継続している状況は認められるものの症状の明らかな改善は認められず、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日の時点において、すでに症状固定の状態にあったと認めるのが妥当であると判断する。

したがって、当審査会としては本件請求期間は、全て、休業補償給付の支給要件には該当しないものと判断する。

なお、再審査請求は、原処分に対する救済手段として認められるものであり、裁決によって請求人にされた原処分を不利益に変更することはできないと解されるので、監督署長が請求人に対してした処分を取り消す限りではない。

(5) 請求人らは、災害発生前の仕事ができるまで休業を認めてほしいと主張しているが、労災保険における休業補償給付の支給の可否については年齢及び仕事の内容により左右されるものではなく、上記(1)の要件に該当するか否かで判断されるものであることから請求人らの主張は採用することができない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を一部支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。